



不妊治療費等の助成事業の拡充について

国が特定不妊治療への助成の拡充を行ったことに伴い、本市が実施している特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、一般不妊治療（人工授精）及び不育症治療（ヘパリン治療を主としたもの）の助成事業についても、令和3年1月1日以降に終了した治療から、助成を拡充します。

（※令和2年12月31日までに終了した治療については、拡充前の助成内容となります。）

1 特定不妊治療費助成事業

（1）対象者の拡充をします。

項目	拡充前	拡充後
対象となる治療（時期）	令和2年12月31日までに終了した特定不妊治療	令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療
所得制限	730万円（夫婦合算の所得）	撤廃
助成回数※ ¹	生涯で通算6回まで （40歳以上43歳未満は3回）	1子ごと6回まで （40歳以上43歳未満は3回）
婚姻関係※ ²	法律上の婚姻をしている夫婦	法律上の婚姻又は事実婚の夫婦

※1 拡充後の助成回数について

初めて助成金の申請をした治療の開始日時点の妻の年齢が40歳未満であれば通算6回、40歳以上43歳未満であれば通算3回としていましたが、助成を受けた後に出産（12週以降の死産も含む。）した場合は、助成回数の通算をリセットすることができます。

リセット後の助成回数は、次子のための最初の治療の開始日時点の妻の年齢が40歳未満であれば6回、40歳以上43歳未満であれば3回となります。

なお、リセットには、出産では、戸籍謄本の提出をお願いします。死産では、死産であることが分かる書類（母子健康手帳の医療機関の記載欄、医療機関が発行する死産証明書等）の提出をお願いします。

※2 拡充後の婚姻関係について

治療開始時及び申請時に、法律上の婚姻をしている夫婦としていましたが、事実婚の夫婦についても助成の対象とします。

事実婚の夫婦が申請する場合は、お互いが未婚であることを証明する戸籍謄本と、事実婚関係に関する申立書の提出をお願いします。（別世帯の場合は、別世帯である理由についても記載していただきます。）

(2)助成額の拡充をします。

※助成上限額

治療ステージ※3	拡充前	拡充後※4	備考
A・B・D・E（初回）	40万円	40万円	左記の助成額には、 甲府市独自の10万円 を上限とした上乗 せ助成額を含む
A・B・D・E（2回目以降）	25万円	40万円	
C・F	17万5千円	20万円	
男性不妊治療（初回）※5	30万円	30万円	—
男性不妊治療（2回目以降）※5	15万円	30万円	—

※3 治療ステージ詳細

A：新鮮胚移植を実施した場合

B：凍結胚移植を実施した場合

C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了した場合

E：受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止した場合

F：排卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合

※4 令和3年1月1日以降に終了した治療から適用になります。

※5 特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療に限り追加で助成。（治療ステージC除く。）

(3)拡充後の助成金額の計算方法

治療ステージ A・B・D・E		治療ステージ C・F	
治療総額	助成額	治療総額	助成額
30万円未満	全額	10万円未満	全額
30万円以上 50万円未満	30万円 ＋ 30万円を超えた 額の2分の1	10万円以上 30万円未満	10万円 ＋ 10万円を超えた 額の2分の1
50万円以上	40万円	30万円以上	20万円

※男性不妊治療は、上記とは別に、治療総額に対して上限額30万円まで助成します。

2 一般不妊治療(人工授精)費助成事業(甲府市独自)

(1)対象者の拡充をします。

項目	拡充前	拡充後
対象となる治療(時期)	令和2年12月31日までに終了した一般不妊治療(人工授精)	令和3年1月1日以降に終了した一般不妊治療(人工授精)
所得制限	730万円(夫婦合算の所得)	撤廃
婚姻関係	法律上の婚姻をしている夫婦	法律上の婚姻又は事実婚の夫婦

※助成額の変更はありません。

3 不育症治療費等助成事業(甲府市独自)

(1)対象者の拡充をします。

項目	拡充前	拡充後
対象となる治療(時期)	令和2年12月31日までに終了した不育症治療(ヘパリンを主とした治療)	令和3年1月1日以降に終了した不育症治療(ヘパリンを主とした治療)
所得制限	730万円(夫婦合算の所得)	撤廃
婚姻関係	法律上の婚姻をしている夫婦	法律上の婚姻又は事実婚の夫婦

※助成額の変更はありません。

【申請窓口】 甲府市 子ども未来部 母子保健課

〒400-0858 甲府市相生2-17-1 南庁舎2号館1階

【電話番号】 055-237-8950

【受付時間】 8:30~17:15(土・日・祝日は除きます。)